

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（15）
2. 日時：令和2年6月24日（水）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 宮本管理官補佐※、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

 専門検査部門

 新潟検査技術専門職

事業者：

 北海道電力株式会社

 原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー 他14名※

 東北電力株式会社

 原子力本部 原子力部課長 他9名※

 東京電力ホールディングス株式会社

 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループチームリーダー 他1名※

 北陸電力株式会社

 原子力部 原子力発電運営チーム総括 他11名※

 中国電力株式会社

 電源事業本部 原子力運営グループマネージャー 他6名※

 四国電力株式会社

 原子力部 運営グループリーダー 他16名※

 日本原子力発電株式会社

 発電管理室 プラント管理グループ課長 他9名※

 九州電力株式会社

 原子力発電本部 原子力発電グループ副長 他14名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年5月29日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年6月11日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 燃料取替に係る確認過程における、上長への「承認」、「報告」の使い分けを整理して説明すること。
 - 放出管理用計測器の機能維持や設計管理、作業管理の位置づけ等、A T E N A標準案と差分がある点については、その理由を説明すること。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし